# 静岡県が実施する「令和３年度建築工事事故防止重点対策」

交通基盤部が発注した建築工事（設備工事を含む営繕工事及び公営住宅工事）で令和２年度に、労働災害及び公衆災害(物損)がそれぞれ２件発生した。

本年度は、これらの災害発生を０件にすることを目標に、本県が発注する建築工事の安全対策の重点項目を以下のとおり定め、発注者と受注者が一体となって取り組むこととする。

## １　公衆災害の防止

・地下埋設物・躯体埋込み配管等損傷防止対策

地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル(営繕版)（中部地方整備局営繕部平成 28 年８月１日）等に基づく事前情報の確認と管理者との現地立会によるダブルチェックを行うとともに、付近に埋設物がある可能性の高い場合は、慎重な掘削作業を作業員に徹底すること。

・既存施設や工事対象物への接触防止対策

工事現場内で重機や資材等搬出入用車両を移動させる際に、既存施設や工事対象物へ重機等が接触する恐れがある場合には、誘導員を配置するなどの対策を行うこと。

・仮設物等の転倒・飛散防止対策

足場等の工事用仮設物や仮置資材等が強風などで転倒又は飛散し、既存施設を損傷、汚損させることがないよう、仮設物等の固定状況の確認や飛散防止対策を徹底すること。

・屋上防水改修工事作業中の漏水対策

既存防水層を撤去した上で防水改修工事を行う場合には、仮防水層を施工するなど作業中の漏水事故を防止する対策を行うこと。

## ２　労働災害の防止

・作業員の転倒・墜落防止対策

高所作業となる通路や足場での作業時における、安全帯の着用、手摺・すべり止め等の対策と指差確認による足元の安全性チェック等の基本動作を徹底することに加え、立馬や脚立足場などのバランスを崩しやすい状況での作業では、複数作業員での作業や補助者の配置などの安全対策を図ること。

・玉掛作業時の挟まれ等の事故防止対策

作業員の役割・手順の明確化と作業合図による安全作業の徹底、吊上げ金具や玉掛ロープの点検実施、安全靴・手袋等の補助用具の配備と適正な使用を指導すること。

特に既存施設と近接した場所等で楊重作業を行う場合、作業に必要な空間を十分に確保するなどの安全対策を図ること。